

令和6年第1回七戸町議会定例会 会議録

令和6年2月19日七戸町告示第17号で、令和6年第1回七戸町議会定例会を3月1日
日上北郡七戸町議会議事堂に招集する。

令和6年 3月 1日 午前10時00分 開会

令和6年 3月 8日 午前11時53分 閉会

○応召議員（16名）

議長	16番	附田俊仁君	副議長	15番	岡村茂雄君
	1番	藤井夏子君		2番	中野正章君
	3番	山本泰二君		4番	向中野幸八君
	5番	二ツ森英樹君		6番	小坂義貞君
	7番	澤田公勇君		8番	工藤章君
	9番	呷清悦君		10番	佐々木寿夫君
	11番	瀬川左一君		12番	田嶋輝雄君
	13番	三上正二君		14番	田島政義君

○不応召議員（0名）

○町長提出案件

- 報告第 1号 専決処分事項の報告について
(令和5年度七戸町一般会計補正予算(第10号))
- 報告第 2号 専決処分事項の報告について
(令和5年度七戸町一般会計補正予算(第11号))
- 報告第 3号 専決処分事項の報告について
(七戸町手数料条例の一部を改正する条例について)
- 議案第17号 七戸町行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第18号 七戸町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第19号 七戸町教職員住宅使用及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第20号 七戸町介護保険条例の一部を改正する条例について

- 議案第 2 1 号 七戸町文化交流センター条例の一部を改正する条例について
- 議案第 2 2 号 七戸町体育施設設置条例の一部を改正する条例について
- 議案第 2 3 号 七戸町中央公園設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 2 4 号 七戸町二ツ森貝塚史跡公園設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 2 5 号 七戸町営住宅条例の一部を改正する条例について
- 議案第 2 6 号 七戸町公共下水道事業及び七戸町農業集落排水事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例について
- 議案第 2 7 号 七戸町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 2 8 号 七戸町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 2 9 号 七戸町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第 3 0 号 七戸町水道事業給水条例の一部を改正する条例について
- 議案第 3 1 号 七戸町就業改善センター設置条例を廃止する条例について
- 議案第 3 2 号 七戸町十和田区域畜産基地建設事業受益者負担金等徴収条例を廃止する条例について
- 議案第 3 3 号 工事請負変更契約の締結について
((仮称) 七戸町総合アリーナ駐車場・構内道路整備工事)
- 議案第 3 4 号 工事委託に関する協定の一部を変更する協定の締結について
(七戸町公共下水道七戸浄化センターの改築工事委託に関する協定)
- 議案第 3 5 号 工事委託に関する協定の一部を変更する協定の締結について
(七戸町特定環境保全公共下水道天間林浄化センターの改築工事委託に関する協定)
- 議案第 3 6 号 七戸町過疎地域持続的発展計画の変更について
- 議案第 3 7 号 七戸町公の施設における指定管理者の指定について
(七戸町農業施設・七戸町農産物加工センター (農産物加工開発研修センター))
- 議案第 1 号 令和 5 年度七戸町一般会計補正予算 (第 1 2 号)
- 議案第 2 号 令和 5 年度七戸町国民健康保険特別会計補正予算 (第 4 号)
- 議案第 3 号 令和 5 年度七戸町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 4 号)
- 議案第 4 号 令和 5 年度七戸町介護保険特別会計補正予算 (第 4 号)
- 議案第 5 号 令和 5 年度七戸町七戸霊園事業特別会計補正予算 (第 1 号)
- 議案第 6 号 令和 5 年度七戸町公共下水道事業特別会計補正予算 (第 4 号)
- 議案第 7 号 令和 5 年度七戸町農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 4 号)

- 議案第 8 号 令和 5 年度七戸町水道事業会計補正予算（第 5 号）
議案第 9 号 令和 6 年度七戸町一般会計予算
議案第 10 号 令和 6 年度七戸町国民健康保険特別会計予算
議案第 11 号 令和 6 年度七戸町後期高齢者医療特別会計予算
議案第 12 号 令和 6 年度七戸町介護保険特別会計予算
議案第 13 号 令和 6 年度七戸町介護サービス事業特別会計予算
議案第 14 号 令和 6 年度七戸町七戸霊園事業特別会計予算
議案第 15 号 令和 6 年度七戸町水道事業会計予算
議案第 16 号 令和 6 年度七戸町下水道事業会計予算
諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
諮問第 2 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
追加議案第 38 号 令和 5 年度七戸町一般会計補正予算（第 13 号）
-

○その他

- 会議録署名議員の指名について
会期の決定について
諸般の報告について
常任委員会の要請事項に対する回答について
予算審査特別委員会設置

**令和6年第1回七戸町議会定例会
会議録（第1号）**

令和6年3月1日（木） 午前10時09分 開会

○議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
日程第2 会期の決定について
日程第3 諸般の報告について
日程第4 提出議案一括上程
「報告第1号 専決処分事項の報告について（令和5年度七戸町一般会計補正予算（第10号）」から「諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」までの37議案、3報告、2諮問を一括上程
（町長提案理由説明）
日程第5 常任委員会の要請事項に対する回答について
日程第6 予算審査特別委員会設置

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員（16名）

議長	16番	附田俊仁君	副議長	15番	岡村茂雄君
	1番	藤井夏子君		2番	中野正章君
	3番	山本泰二君		4番	向中野幸八君
	5番	二ツ森英樹君		6番	小坂義貞君
	7番	澤田公勇君		8番	工藤章君
	9番	呷清悦君		10番	佐々木寿夫君
	11番	瀬川左一君		12番	田嶋輝雄君
	13番	三上正二君		14番	田島政義君

○欠席議員（0名）

○説明のため会議に出席した者の職氏名

町長	小又勉君	総務課長	仁和圭昭君
支所長 （兼庶務課長）	相馬和徳君	企画調整課長	金見勝弘君
財政課長	附田敬吾君	税務課長	西野勝夫君
町民課長補佐	佐々木智恵子君	保健福祉課長	井上健君

介護高齢課長	三上義也君	こどもみらい課長	佐々木和博君
会計管理者 (兼会計課長)	高田美由紀君	商工観光課長	鳥谷部慎一郎君
農林課長	原子保幸君	建設課長	鳥谷部勉君
上下水道課長	町屋淳一君	教育長	附田道大君
学務課長補佐	古屋敷博君	生涯学習課長	田中健一君 (兼中央公民館長・南公民館長・中央図書館長)
世界遺産対策室長	鳥谷部伸一君	農業委員会会長	天間俊一君
農業委員会事務局長	田村教男君	代表監査委員	吉川正純君
監査委員事務局長	澤山晶男君	選挙管理委員会委員長	新館文夫君
選挙管理委員会事務局長	仁和圭昭君		

○職務のため会議に出席した事務局職員

事務局長	澤山晶男君	事務局次長	鳥谷部伸一君
------	-------	-------	--------

○会議録署名議員

1番	藤井夏子君	2番	中野正章君
----	-------	----	-------

○会議を傍聴した者（4名）

○会議の経過

○開会宣告

○議長（附田俊仁君） 皆さん、おはようございます。
ただいまから、令和6年第1回七戸町議会定例会を開会いたします。
ただいまの出席議員は16名で、定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

○開議宣告

○議長（附田俊仁君） これより、本日の会議を開きます。
本日の議事日程及び本定例会における説明員は、お手元に配付したとおりです。

○日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（附田俊仁君） 日程第1 会議録署名議員の指名についてを行います。
会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、1番藤井夏子君と2番中野正章君を指名いたします。

○日程第2 会期の決定について

○議長（附田俊仁君） 日程第2 会期の決定についてを議題といたします。
初めに、議会運営委員長の報告を求めます。
議会運営委員長。
○議会運営委員長（田嶋輝雄君） 皆さん、おはようございます。
議会運営委員会委員長報告をいたします。
去る2月19日告示、本日招集されました令和6年第1回七戸町議会定例会の会期について、先般、2月19日午前10時から議会運営委員会を開催し、審査した結果、お手元に配付いたしましたとおりであります、本日3月1日から3月8日までの8日間を会期とすることに決定いたしました。
本日は、議案等の一括上程、予算審査特別委員会の設置及び同委員会の正副委員長の互選を行います。
2日、3日は閉庁日及び議案調査のため休会、4日、5日は一般質問とします。6日、7日は予算審査特別委員会を行います。運営方法については、皆様のお手元に配付のとおり、議会運営委員会に取りまとめさせていただきましたので、御参考にしていただきたいと思います。最終日の8日は、今回上程されております全議案について審議を行うことにしております。
以上のとおり進行してまいりたいと思いますので、何とぞ議員各位の御理解と御協力を賜り、当委員会の決定に御賛同くださいますようお願い申し上げます、委員長報告とい

たします。

よろしく願いいたします。

○議長（附田俊仁君） お諮りいたします。

本定例会の会期は、ただいま議会運営委員長の報告のとおり、本日から3月8日までの8日間としたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 御異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、本日から3月8日までの8日間に決定いたしました。

議長において作成いたしました会期日程は、お手元に配付したとおりであります。

○日程第3 諸般の報告について

○議長（附田俊仁君） 日程第3 諸般の報告についてを行います。

議長の諸般の報告につきましては、お手元に配付しておりますので、御了承願います。

次に、本日までに受理いたしました陳情等につきましては、別紙配付の陳情等文書表のとおりです。

先般、このことについて、議会運営委員会において審査した結果、陳情第4号については資料配付することといたしましたので、御了承願います。

○日程第4 提出議案一括上程

○議長（附田俊仁君） 日程第4 提出議案一括上程について。

報告第1号専決処分事項の報告について（令和5年度七戸町一般会計補正予算（第10号））から諮問第2号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての、37議案、3報告、2諮問を一括上程いたします。

初めに、町長から、提出議案について提出理由の説明を求めます。

町長。

○町長（小又 勉君） おはようございます。

本日ここに、令和6年第1回七戸町議会定例会が開会されるに当たり、提出議案を御説明する前に、町政運営の基本方針並びに所信の一端と一般報告をさせていただきます。

初めに、誰もが新しい年の平穏と多幸を願う元日に、石川県能登半島をマグニチュード7.6、最大震度7の大地震が襲いました。多くの方が犠牲となり、今なお、避難所生活を余儀なくされております。今回、町では、富山県射水市からの支援要請により、県及び県内市町村とともに住宅被害認定調査業務支援として、1月15日から5日間、職員を派遣したところであります。さらに、多方面からの支援の輪が広がっているとのことであります。被災された方々に、心よりお見舞い申し上げ、1日も早い復旧と復興を御祈念申し

上げます。

さて、町の顔として将来を担う荒熊内地区・東北新幹線七戸十和田駅西側エリア約6.6ヘクタールについては、昨年末に七戸町総合アリーナが完成し、今月16日には落成記念式典・オープニングイベントを予定、現在、4月の供用開始を目指し準備を進めております。また、併設する七戸町荒熊内駐車場については、先月1日より利用を開始いたしました。七戸町総合アリーナは、各種スポーツ大会、町民文化祭、また様々なイベントなどで、今後、多くの方々に利用され、親しまれる新たな交流の場として活用を図ってまいります。そして、何よりも、来る令和8年度開催、第80回国民スポーツ大会の剣道競技の会場となっております。町としても来年度より国民スポーツ大会推進室を新たに設置し、町一丸となって力を結集し、万全を期した開催準備に取り組む所存であります。

また、本年は道の駅しちのへの物産館や鷹山宇一記念美術館、これが30周年を迎え、記念イベントの開催も検討されていることから、七戸十和田駅周辺一体となって賑わいの場を創出してまいります。さらに、同地区を建設候補地とした新庁舎建設事業については、現在、新庁舎建設検討委員会において基本構想及び基本計画の策定に向け、建設位置や規模など、必要な事項を審議しております。

国全体での人口減少やコロナ禍を経て、デジタル化の流れは加速度的に進展いたしました。当町では、今月より書かない窓口システムを運用し、証明書等の発行申請手続きの簡素化を図るとともに、町ウェブサイト上にインフラや都市計画等のデジタルデータを公開し、必要な情報を正確に、かつ迅速に閲覧できるよう、住民生活と行政サービスの向上を図ってまいります。また、2050年カーボンニュートラルの達成に向けては、七戸町地球温暖化対策実行計画に基づき、各家庭や事業所から排出される温室効果ガスの削減を目指し、再生可能エネルギー設備の導入を推進するなど、地球温暖化対策を進めてまいります。

町の基幹産業である農業は、米の販路拡大に向けた輸出米の推進をはじめ、農地の効率的な利用や収益性の高さなどから注目されている子実用とうもろこしへの取組、また、生産の効率化、省力化が期待できるスマート農業の推進、自然災害や価格低下などの対策として収入保険への加入促進支援など、ソフト及びハード事業に対し、総合的な支援を継続してまいります。

また、長期化する物価高騰により、家計への負担が増す状況が続いております。町はこれまで、中小企業、小規模事業者向けの支援給付金、町民に対して商品券の交付などに取り組んできましたが、引き続き国の交付金等を活用しながら、実情に応じた負担軽減策を講じてまいります。

教育においては、人口減少に伴う学校規模適正化の検討を着実に進めると同時に、働き方改革として、ICT支援員の活用や部活動の地域移行など、学校現場における課題に取り組んでまいります。また、小中学校の通信環境整備に伴い、さらなるICTを活用した授業展開の支援をはじめ、心豊かに生きる力を育むため、児童生徒の教育環境の充実に努

めてまいります。

町の文化財振興については、史跡二ツ森貝塚が、世界文化遺産の構成資産となっから、二ツ森貝塚館に、県内外から約6,000人を超える方々が訪れるようになり、今後は、縄文体験広場や駐車場を整備するなど施設の充実を図り、縄文文化の発信力を高めてまいります。

以上、施策の一端を申し上げましたが、これら実現を目指し、町民、団体、企業、行政が一体となり、まちづくりのための施策に取り組んでまいりたいと考えておりますので、議員各位におかれましては、これまで以上の御指導、御支援を賜りますようお願いを申し上げます。

それでは、本定例会に提出いたしました議案の概要について、御説明いたします。

報告第1号専決処分事項の報告について。令和5年度七戸町一般会計補正予算（第10号）については、エネルギーや食料品等の価格高騰に対する支援として、生活支援商品券の交付事業及び非課税世帯等に対する7万円給付事業の実施に向けて早急に対応する必要が生じたこと、しちのへこどもみらい資金の給付対象者の増加に伴い早急な対応が必要になったこと、町営スキー場リフトの通信ケーブルの一部が断線し、安全運行のため早急に修繕する必要が生じたことから、歳入歳出予算の総額に2億1,066万2,000円を追加し、予算の総額を130億1,343万円としたものです。

歳入は、国庫支出金に1億6,623万8,000円、繰入金に4,442万4,000円を追加したものです。

歳出は、総務費に2億726万4,000円、民生費に210万円、商工費に129万8,000円を追加したものです。

報告第2号専決処分事項の報告について。令和5年度七戸町一般会計補正予算（第11号）については、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し実施する給付金給付事業に関し、早急にシステム改修等の準備作業が必要になったこと、町営スキー場のスノーモービルが老朽化により買換えが必要となったことから、歳入歳出予算の総額に1,363万6,000円を追加し、予算の総額を130億2,706万6,000円としたものです。

歳入は、国庫支出金に93万6,000円、繰入金に1,270万円を追加し、歳出は、総務費に1,093万6,000円、商工費に270万円を追加したものです。

報告第3号専決処分事項の報告について。七戸町手数料条例の一部を改正する条例については、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の改正に伴い、本籍地以外での戸籍等に係る証明書の交付、戸籍電子証明書提供用識別符号等の発行等に係る手数料を規定するため、所要の改正を行う必要が生じ、この改正に急を要したため専決処分したものです。

議案第17号七戸町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例については、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律

の公布に伴い、同法の改正内容に準じ、所要の改正を行う必要があることから提案するものです。

議案第18号七戸町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、熊をはじめとした有害鳥獣の出没頻度の増加に伴い、七戸町鳥獣被害対策実施隊の体制強化を図るため、所要の改正を行う必要があることから提案するものです。

議案第19号七戸町教職員住宅使用及び管理に関する条例の一部を改正する条例については、中野教職員住宅について、教職員の住宅としての用途を廃止し、普通財産とするため提案するものです。

議案第20号七戸町介護保険条例の一部を改正する条例については、介護保険法及び介護保険法施行令、介護保険法施行規則の公布に伴い、改正内容に準じて、所要の改正を行う必要があることから提案するものです。

議案第21号七戸町文化交流センター条例の一部を改正する条例については、七戸町文化交流センターについて、施設活用の充実を図るため、新たに貸出する部屋を増やしたいことから、所要の改正を提案するものです。

議案第22号七戸町体育施設設置条例の一部を改正する条例については、七戸町総合アリーナの設置に伴い、体育施設の一部廃止及び使用料等の見直しを行う必要があることから提案するものです。

議案第23号七戸町中央公園設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例については、類似した公共施設と調整を図るため、使用料等の見直しを行う必要があることから提案するものです。

議案第24号七戸町二ツ森貝塚史跡公園設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例については、二ツ森貝塚史跡公園について、施設の見晴らし台を老朽化により撤去したこと及び位置の表記に誤りがあったことから、所要の改正を行うため提案するものです。

議案第25号七戸町営住宅条例の一部を改正する条例については、町営上町野団地7戸について、解体撤去をしたことから、所要の改正を行うため提案するものです。

議案第26号七戸町公共下水道事業及び七戸町農業集落排水事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例については、七戸町公共下水道事業及び七戸町農業集落排水事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴い、関係条例を整備する必要があることから提案するものです。

議案第27号七戸町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例については、七戸町公共下水道事業計画の変更に伴い、同計画の変更内容に準じて所要の改正をすることから提案するものです。

議案第28号七戸町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例については、地方自治法の一部を改正する法律の公布に伴い、同法等の改正内容に準じて、所要の改正を行う必要があることから提案するものです。

議案第29号七戸町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例については、地方自治法の一部を改正する法律の公布に伴い、同法等の改正内容に準じて、所要の改正を行う必要があることから提案するものです。

議案第30号七戸町水道事業給水条例の一部を改正する条例については、生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の公布に伴い、同法等の改正内容に準じて、所要の改正をするため提案するものです。

議案第31号七戸町就業改善センター設置条例を廃止する条例については、体育施設の一部廃止に伴い、隣接する就業改善センターも廃止することから、本条例を提案するものです。

議案第32号七戸町十和田区域畜産基地建設事業受益者負担金等徴収条例を廃止する条例については、十和田区域畜産基地建設事業受益者負担金等に係る事業が終了したことに伴い、本条例の廃止を提案するものです。

議案第33号工事請負契約の締結については、(仮称)七戸町総合アリーナ駐車場・構内道路整備工事に係る工事内容に変更が生じたので、契約金額の変更について、地方自治法及び町条例の規定により提案するものです。

議案第34号工事委託に関する協定の一部を変更する協定の締結については、社会情勢に伴う電気機器の部品調達に不測の日数を要することなどから、七戸町公共下水道七戸浄化センターの改築工事委託に関する協定内容について、一部変更が生じたため、地方自治法及び町条例の規定により提案するものです。

議案第35号工事委託に関する協定の一部を変更する協定の締結については、社会情勢に伴う電気機器の部品調達に不測の日数を要することなどから、七戸町特定環境保全公共下水道天間林浄化センターの改築工事委託に関する協定内容について、一部変更が生じたため、地方自治法及び町条例の規定により提案するものです。

議案第36号七戸町過疎地域持続的発展計画の変更については、事業の追加により計画の変更が必要となったため提案するものです。

議案第37号七戸町公の施設における指定管理者の指定については、七戸町農業施設及び七戸町農産物加工センター(農産物加工開発研修センター)について、南部縦貫株式会社を指定管理者として指定したいので、地方自治法の規定により、議会の議決を求めるため提案するものです。

議案第1号令和5年度七戸町一般会計補正予算(第12号)については、歳入歳出予算の総額から5,338万6,000円を減額し、予算の総額を129億7,368万円とするものです。

歳入の主なものは、町税に1億8,589万2,000円、地方交付税に6,068万3,000円、使用料及び手数料に1,303万1,000円、県支出金に1,045万5,000円、寄附金に4,001万8,000円を追加し、繰入金から2億4,192万8,000円、町債から1億2,890万円を減額するものです。

歳出の主なものは、衛生費に2,738万1,000円、諸支出金に1億6,791万4,000円を追加し、総務費から1億3,643万6,000円、農林水産業費から1,265万9,000円、土木費から9,276万8,000円を減額するものです。

第2表の継続費補正につきましては、公共施設整備基本計画策定業務において、総額及び年度、年割額を変更するものです。

第3表の繰越明許費につきましては、戸籍附票システム改修業務委託料、戸籍情報システム改修業務委託料、住民記録システム改修業務委託料については、国が定める標準仕様書等の改定が遅れ、年度内の事業完了が見込めないこと、道路新設改良費については、町道東大町・膝森線及び町道中野・市ノ渡線の舗装補修工事に關し、令和5年12月に起債の配分決定を受けたものであるが、年度内の事業完了が見込めないこと、道路整備事業費については、小又橋橋りょう補修工事において、橋梁メンテナンスによる需要増加などの影響により、資材調達に不測の日数を要したこと、七戸小学校電話機主装置等購入費については、電話機器の不具合が発生し早急に対応するため、本補正予算に關連予算を計上したものであるが、年度内の事業完了が見込めないこと、下水道事業債償還基金費については、財源となる県補助金が繰越しとなること、以上の理由により、これらの事業に關し、繰越明許費を設定するものです。

第4表の債務負担行為補正については、七戸町農業施設・七戸町農産物加工センター指定管理料業務委託料に關し、令和6年度から令和7年度までの期間とする債務負担行為を追加するものです。また、除雪機購入費については、入札により事業費が確定したことに伴い、限度額を変更するものです。

第5表の地方債補正につきましては、事業費の精査により、地方債の限度額を変更するものです。

議案第2号令和5年度七戸町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）については、歳入歳出予算の総額に3,536万2,000円を追加し、予算の総額を18億351万6,000円とするものです。

歳入の主なものは、国民健康保険税に5,082万2,000円を追加し、繰入金から1,514万5,000円を減額するものです。

歳出の主なものは、保険給付費に3,923万2,000円を追加するものです。

議案第3号令和5年度七戸町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）については、歳入歳出予算の総額に162万1,000円を追加し、予算の総額を4億4,386万7,000円とするものです。

歳入の主なものは、後期高齢者医療保険料に164万1,000円を追加し、歳出の主なものは、後期高齢者医療広域連合納付金に164万1,000円を追加するものです。

議案第4号令和5年度七戸町介護保険特別会計補正予算（第4号）については、歳入歳出予算の総額から2,461万8,000円を減額し、予算の総額を27億8,506万6,000円とするものです。

歳入の主なものは、国庫支出金から876万1,000円、支払基金交付金から742万1,000円を減額し、歳出の主なものは、保険給付費から2,330万円を減額するものです。

議案第5号令和5年度七戸町七戸霊園事業特別会計補正予算（第1号）については、予算の総額に変更はありませんが、歳入の使用料及び手数料に10万3,000円を追加し、繰入金から10万2,000円、繰越金から1,000円を減額するものです。

議案第6号令和5年度七戸町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）については、歳入歳出予算の総額から2,237万1,000円を減額し、予算の総額を6億4,113万円とするものです。

歳入の主なものは、町債から1,670万円を減額し、歳出の主なものは、総務費から1,182万3,000円、事業費から1,054万8,000円を減額するものです。

第2表の継続費補正につきましては、下水道事業地方公営企業会計移行支援業務及び下水道施設改築更新業務において、総額及び年割額を減額変更するものです。

第3表の繰越明許費については、下水道施設改築更新業務において、資材の納期遅延等により年度内完了が見込めないことから、繰越明許費を設定するものです。

第4表の地方債補正につきましては、事業費の精査に伴い、地方債の限度額を変更するものです。

議案第7号令和5年度七戸町農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）については、歳入歳出予算の総額から225万9,000円を減額し、予算の総額を9,260万円とするものです。

歳入の主なものは、町債から210万円を減額し、歳出は、総務費から225万9,000円を減額するものです。

第2表の継続費補正については、下水道事業地方公営企業会計移行支援業務において、総額及び年割額を減額変更するものです。

第3表の地方債補正につきましては、事業費の精査に伴い、地方債の限度額を変更するものです。

議案第8号令和5年度七戸町水道事業会計補正予算（第5号）の収益的収入および支出については、収益的収入の営業外収益に4万4,000円、特別利益に73万5,000円を追加し、水道事業収益の総額を3億7,002万円とし、収益的支出の営業費用に887万3,000円を追加し、水道事業費用の総額を3億3,427万5,000円とするものです。

また、資本的収入及び支出については、資本的収入の補助金に630万2,000円、企業債に1,200万円を追加し、資本的収入の総額を1億4,355万7,000円とし、資本的支出の建設改良費から177万9,000円を減額し、資本的支出の総額を3億7,805万5,000円とするものです。

議案第9号令和6年度七戸町一般会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額を11

3億2,278万6,000円とし、前年度当初予算と比較して6億7,888万6,000円の減額、伸び率はマイナス5.7%となっております。

歳入の主なものとその構成比は、町税は21億7,238万3,000円で19.2%、地方交付税は37億1,000万円で32.8%、繰入金は10億3,564万8,000円で9.1%、町債は19億4,310万円で17.2%です。

歳出の主なものとその構成比は、総務費は23億7,493万6,000円で21.0%、民生費は17億2,799万9,000円で15.3%、衛生費は11億4,233万2,000円で10.1%、教育費は12億9,034万4,000円で11.4%、公債費は14億578万6,000円で12.4%、諸支出金は11億8,704万9,000円で10.5%です。

歳入の前年度対比で、大きく増額となっているものは、地方交付税が2億円の増額ですが、主な理由として、普通交付税の算定において増額見込となったものです。

続いて、繰入金が1億1,933万9,000円の増額ですが、主な理由は減債基金の繰入金の増額によるものです。

一方、大きく減額となっているものは、町債が6億480万円、国庫支出金が4億7,397万1,000円の減額ですが、主な理由としては、いずれも七戸町総合アリーナ建設事業の終了によるものです。

歳出の前年度対比で、大きく増額となっているものは、教育費が3億106万4,000円の増額ですが、主な理由としては、七戸小学校駐車場整備事業、中央公園高压受電設備改修事業、二ツ森貝塚館縄文体験広場等整備事業に伴い増額となったものです。

続いて、公債費が3億494万9,000円の増額ですが、主な理由として、七戸町総合アリーナ建設をはじめとする荒熊内地区整備事業に係る地方債の発行に伴い、元利償還額が増額となったものです。

一方、大きく減額となっているものは、総務費が12億1,480万5,000円の減額ですが、これは、七戸町総合アリーナ建設事業の終了によるものです。

続いて、土木費が7,168万8,000円の減額ですが、主な理由として、道路整備事業の減額によるものです。

財政状況につきましては、エネルギー価格の上昇や物価高騰の影響を受け、経費全般で増加傾向にあること、人件費や公債費といった義務的経費についても年々増加していることなどから、財政状況は決して楽観視できる状況にはありません。

今後、役場新庁舎建設のほか、公共施設の大規模改修など、大規模な建設事業も計画していることから、従来にも増して、事業の取捨選択や事務効率の向上を図るとともに、事務事業の抜本的な見直しを検討し、選択と集中による再構築を進め、健全な財政運営に努めてまいりたいと考えております。

以上が、令和6年度一般会計当初予算の概要であります。

議案第10号令和6年度七戸町国民健康保険特別会計予算につきましては、歳入歳出予

算の総額を17億4,938万3,000円とし、前年度当初予算と比較して7,400万7,000円の減額、伸び率はマイナス4.1%となっております。

歳入の主なものは、国民健康保険税2億7,457万3,000円、県支出金12億5,960万5,000円、繰入金2億1,046万8,000円です。

歳出の主なものは、保険給付費12億1,930万7,000円、国民健康保険事業費納付金4億6,572万3,000円です。

議案第11号令和6年度七戸町後期高齢者医療特別会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額を4億6,465万7,000円とし、前年度当初予算と比較して2,736万1,000円の増額、伸び率は6.3%となっております。

歳入の主なものは、後期高齢者医療保険料1億6,407万4,000円、繰入金2億8,443万円です。

歳出の主なものは、後期高齢者医療広域連合納付金4億3,906万円です。

議案第12号令和6年度七戸町介護保険特別会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額を27億2,609万3,000円とし、前年度当初予算と比較して1,735万7,000円の減額、伸び率はマイナス0.6%となっております。

歳入の主なものは、保険料に4億8,434万8,000円、国庫支出金6億8,682万1,000円、支払基金交付金7億1,544万円、県支出金3億8,676万5,000円、繰入金4億5,268万3,000円です。

歳出の主なものは、保険給付費26億2,020万1,000円です。

議案第13号令和6年度七戸町介護サービス事業特別会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額を542万3,000円とし、前年度当初予算と比較して47万5,000円の増額、伸び率は9.6%となっております。

歳入の主なものは、サービス収入345万2,000円、繰入金196万9,000円、歳出の主なものは、総務費522万2,000円です。

議案第14号令和6年度七戸町霊園事業特別会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額を246万3,000円とし、前年度当初予算と比較して47万6,000円の増額、伸び率24.0%となっております。

歳入の主なものは、使用料及び手数料146万2,000円、歳出の主なものは、総務費246万2,000円です。

議案第15号令和6年度七戸町水道事業会計予算につきましては、年間業務の予定量といたしまして、給水戸数は7,580戸、年間総給水量は223万立方メートル、1日の平均給水量を6,100立方メートルとするものです。

収益的収入及び支出の予定額といたしましては、水道事業収益の総額は、3億6,765万6,000円とし、内訳といたしまして、営業収益3億1,554万3,000円、営業外収益5,211万2,000円、特別利益1,000円とするものです。

続きまして、水道事業費用の総額は、3億2,160万7,000円とし、内訳といたし

まして、営業費用2億8,747万8,000円、営業外費用1,899万9,000円、特別損失13万円、予備費1,500万円とするものです。

次に、資本的収入及び支出の予定額といたしましては、資本的収入の総額は、2億2,669万3,000円とし、内訳といたしましては、工事負担金3,269万3,000円、補助金4,400万円、企業債1億5,000万円とするものです。

続きまして、資本的支出の総額は、4億6,589万9,000円とし、内訳といたしましては、建設改良費3億9,415万2,000円、企業債償還金7,174万7,000円とするものです。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2億3,920万6,000円は、減債積立金5,000万円、損益勘定留保資金1億6,034万6,000円、消費税資本的収支調整額2,886万円を補てんするものです。

議案第16号令和6年度七戸町下水道事業会計予算につきましては、年間業務の予定量といたしまして、水洗化世帯数は1,926世帯、年間総処理水量は42万3,400立方メートル、1日の平均処理水量は1,160立方メートル、主な建設改良事業費1億6,976万7,000円とするものです。

収益的収入及び支出の予定額といたしましては、下水道事業収益の総額は、3億1,816万2,000円とし、内訳といたしまして、営業収益7,642万8,000円、営業外収益2億4,173万1,000円、特別利益3,000円とするものです。

続きまして、水道事業費用の総額は、4億3,911万9,000円とし、内訳といたしまして、営業費用3億8,587万1,000円、営業外費用3,992万円、特別損失632万8,000円、予備費700万円とするものです。

次に、資本的収入及び支出の予定額といたしましては、資本的収入の総額は、3億9,126万3,000円とし、内訳といたしまして、企業債1億4,500万円、国庫支出金6,250万円、一般会計補助金1億7,973万3,000円、負担金403万円とするものです。

続きまして、資本的支出の総額は、3億9,926万7,000円とし、内訳といたしまして、建設改良費1億7,056万7,000円、企業債償還金2億2,870万円とするものです。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額800万4,000円は、当該年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額800万4,000円を補てんするものです。

諮問第1号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、令和6年6月30日をもって任期満了となる人権擁護委員に、引き続き、諏訪道子氏を候補者として法務大臣に推薦したいので、人権擁護委員法の規定により、議会の意見を求めるものです。

諮問第2号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、令和6年6月30日をもって任期満了となる人権擁護委員について、引き続き、山本泰二氏を候補者として法務大臣に推薦したいので、人権擁護委員法の規定により、議会の意見を求めるもので

す。

以上が、本定例会に提出いたしました議案であります。議員各位には慎重審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます、開会の挨拶といたします。

○議長（附田俊仁君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

○日程第5 常任委員会の要請事項に対する回答について

○議長（附田俊仁君） 日程第5 常任委員会の要請事項に対する回答が届いております。

本件については、常任委員会の要請事項に対する町長、教育長、農業委員会会長からの回答の写しをお手元に配付いたしておりますので、御了承願います。

○日程第6 予算審査特別委員会設置

○議長（附田俊仁君） 日程第6 予算審査特別委員会設置の件を議題といたします。

議案第9号令和6年度七戸町一般会計予算から議案第16号令和6年度七戸町下水道事業会計予算までの8議案について、議長を除く全議員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 御異議なしと認めます。

したがって、本件8議案については、議長を除く全議員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定いたしました。

お諮りいたします。

ただいま付託しました本件については、会議規則第46条1項の規定により、3月7日までに審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶ者あり）

○議長（附田俊仁君） 御異議なしと認めます。

したがって、本件については3月7日までに審査を終了するよう期限をつけることに決定いたしました。

なお、予算審査特別委員会を本日の会議終了後、直ちに招集いたしますので、本会議散会后そのまま着席願います。

○散会宣告

○議長（瀬川左一君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

なお、3月4日の本会議は午前10時に再開いたします。

本席から告知いたします。

3月4日の一般質問の順番をお知らせします。

1番目は1番の藤井夏子君、2番目は10番の佐々木寿夫君、3番目は12番の田嶋輝雄君、4番目は3番の山本泰二君となります。

また、3月5日の一般質問の順序をお知らせいたします。

5番目は4番の向中野幸八君、6番目は2番の中野正章君、7番目は9番の桁清悦君となります。

本日は、これで散会いたします。

お疲れさまでした。

散会 午前10時53分